

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）緑地の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成 22 年 9 月 6 日

京都市長 門川 大作

1 緑地の名称

第 2 号鴨川緑地

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 変更する部分

中京区銚田町，東生洲町，上樵木町，上大阪町，中島町及び東山区大橋町の各一部

(2) 追加する部分

中京区石屋町，橋下町，若松町，梅之木町，松本町，鍋屋町，柏屋町，東山区五軒町，新五軒町，弁財天町，常盤町，川端町，宮川筋一丁目，宮川筋二丁目，宮川筋三丁目，宮川筋四丁目，宮川筋五丁目，宮川筋六丁目，宮川筋七丁目，宮川筋八丁目，下京区斎藤町，天王町，和泉屋町，美濃屋町，材木町及び下材木町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成22年9月6日から平成22年9月21日まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。）

5 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

6 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日までの消印のあるものは有効）、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課）、ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.jp）によって提出してください。

7 問い合わせ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）